

みどり認定を取得したい

環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が、「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、知事の認定を受けることで、各種優遇を受けることができます。

環境負荷低減事業活動実施計画等の認定（「みどり認定」）

○支援対象者

環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者

※認定を受ける際は、所定の様式により実施計画を作成するとともに、事業活動場所を管轄する地方振興事務所長等に認定の申請を行います。

詳細については、宮城県ウェブサイトをご覧ください。下記にお問い合わせ下さい。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noseise/midorikihonkeikaku.html>)

○環境負荷低減事業活動の具体的な内容

(1) 土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

・農業機械の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替

・施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入及び適温管理に向けた高度環境制御機器や保温資材等の導入

・水田作におけるメタン発生抑制を目的とした秋耕の実施や適切な中干しの推進等

(3) その他

・土壌を使用しない栽培技術において、化学肥料・化学農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入等

※「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」に規定されています。

◎認定のメリット

1. 設備投資の際の所得税・法人税の優遇

2. 農業改良資金の無利子融資・償還期間延長

3. さまざまな国庫補助金の採択の優遇

詳細は、下記チラシ「みどり認定制度がスタートしました」をご覧ください。

(https://www.pref.miyagi.jp/documents/44785/midoripanf_202401.pdf)

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部農業政策室企画班 e-mail : noseise-k@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2963

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部 (「11 相談窓口」を参照)